

北本市子どもの権利に関する条例施行規則（抜粋）

（代表擁護委員）

第4条 北本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定める。

2 代表擁護委員の職務は、次のとおりとする。

（1） 次条に規定する擁護委員会議の招集、議事運営等に関すること。

（2） 擁護委員相互の連絡調整に関すること。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ次条に規定する擁護委員会議で定める擁護委員が、その職務を代理する。